

令和八年第一回藤崎町議会定例会会議録

一、開会日時 令和八年三月六日 午前十時

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和八年三月十八日 午前十時五十一分

一、出席及び欠席議員の氏名
別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 木村 宣文 係 長 大崎 光喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者副町長	三 上 孝 之	総務課長選管事務局長併任	葛 西 昭 仁
財 政 課 長	石 澤 岩 博	経 営 戦 略 課 長	三 浦 良 彦
税 務 課 長	桂 航 一 郎	住 民 課 長	境 輝 幸
福 祉 課 長	佐々木 涉	農政課長農委事務局長併任	館 田 康 彦
建 設 課 長	鳴 海 浩 司	上 下 水 道 課 長	佐 藤 康 文
会計管理者会計課長兼務	高 木 克 尚	監 査 委 員	福 士 竹 志
選挙管理委員長	加 福 孝 二	農 業 委 員 会 会 長	安 原 義 太 郎
教 育 長	小 山 内 宏 太	学 務 課 長	木 村 文 徳
生涯学習課長	石 井 孝	学校給食センター所長	久 保 田 育 子

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長職務代理者提案理由説明

一、議案第 二号 藤崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例案

一、議案第 三号 藤崎町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する
条例案

一、議案第 四号 藤崎町債権管理条例の一部を改正する条例案

一、議案第 五号 藤崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例案

一、議案第 六号 藤崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

- 一、議案第 七号 町道路線の廃止の件
- 一、議案第 八号 町道路線の認定の件
- 一、議案第 九号 令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第十回）案
- 一、議案第 十号 令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案
- 一、議案第 十一号 令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案
- 一、議案第 十二号 令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案
- 一、議案第 十三号 令和七年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案
- 一、議案第 十四号 令和七年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案
- 一、 予算特別委員会報告
- 一、議案第 十五号 令和八年度藤崎町一般会計予算案
- 一、議案第 十六号 令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
- 一、議案第 十七号 令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案

- 一、議案第十八号 令和八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
- 一、議案第十九号 令和八年度藤崎町水道事業会計予算案
- 一、議案第二十号 令和八年度藤崎町下水道事業会計予算案
- 一、議案第二十一号 令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第十一回）案
- 一、請願第一号 地域の医師不足解消に関する請願書
- 一、請願第三号 地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書
- 一、常任委員会報告
- 一、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 一、常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 一、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

- 一、議事の経過
別紙のとおり

第一日 令和八年三月六日

開 議 午前十時

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくようご協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和八年第一回藤崎町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、一番相坂清志議員、二番棚内伸治議員、三番千葉孝蔵議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。奈良岡文英議会運営委員長。

〔議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇〕

○議会運営委員長（奈良岡文英君）

おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告いたします。

去る三月三日午前十時から、役場三階小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、令和八年第一回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から三月十八日までの十三日間とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、三月六日は開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長職務代理者提案理由説明、予算特別委員会設置、三月七日、八日は休日及び日曜日のため休会、三月九日、十日は議案熟考のため休会、三月十一日は町政に対する一般質問、三月十二日は議案熟考のため休会、三月十三日は各常任委員会開催のため休会、三月十四日、十五日は休日及び日曜日のため休会、三月十六日、十七日は予算特別委員会のため休会、三月十八日は議案審議、採決、閉会。

以上、議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告いたします。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から三月十八日までの十三日間とし、休会日はお手元に配付しております日程表のとおりにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から三月十八日までの十三日間に決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

次に、代表監査委員から監査報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

〔監査委員 福士竹志君 登壇〕

○監査委員（福士竹志君）

おはようございます。

それでは、監査報告を申し上げます。

例月監査については、去る二月二十四日、二十六日及び二十七日までの三日間にわたり、一月分の各会計の収入、支出について、出納関係諸帳簿並びに支出に関する調書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常ないものと認めました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（奈良完治君）

監査報告が終わりました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第四、議案第二号から議案第二十号までを一括上程し、町長職務代理者から提案理由の説明を求めます。町長職務代理者 三上孝之副町長。

〔副町長 三上孝之君 登壇〕

○町長職務代理者（三上孝之君）

おはようございます。

本日ここに、令和八年第一回藤崎町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

前町長の退職に伴い、四月十二日の町長選挙において新しい町長が決定するまでの間、町長職務代理者として務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会の開会に当たり、上程されました議案十九件の概要についてご説明を申し上げ、審議の参考にしたいと思います。

議案第二号藤崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案。本条例案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案するものであります。

議案第三号藤崎町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案。本条例案は、学校教育法の一部改正に伴い、引用法令による条項ずれが生じたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第四号藤崎町債権管理条例の一部を改正する条例案。本条例案は、個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴い、条例の規定を整理し、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第五号藤崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案。本条例案は、令和八年度からのごみ処理広域化運用開始に伴い、資源物の持ち去り対策として必要な規定等を整備するため提案するものであります。

議案第六号藤崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案。本条例案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額等を改めるため提案するものであります。

議案第七号町道路線の廃止の件。本件は、既存の町道六路線を廃止するため、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第八号町道路線の認定の件。本件は、町道路線として十路線を新規認定することについて、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第九号令和七年度藤崎町一般会計補正予算（第十回）案。今回の補正は、国の補正予算に伴う事業費を計上する

ほか、各事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入歳出とも七億四千三百四万九千円を追加し、予算規模は百億六千九百四十五万八千円となるものであります。

まず、歳入の主な補正内容について、申し上げます。

第一款町税の追加は、収入見込みによるものであり、第十四款国庫支出金の追加は、主に藤崎中学校予防改修事業や町道等整備事業、施設型給付費等の公定価格改定などに対する交付金等であります。

第十五款県支出金は、主に施設型給付費等の公定価格改定による追加や各事業の確定及び執行見込みによる増減であり、第十七款寄附金の追加は、主にふるさと納税寄附金の収入済額を計上するものであります。

第二十一款町債の追加は、主に国の補正予算を活用する事業の借入見込額の計上や事業の確定により借入額を減額するものであります。

次に、歳出の主な補正内容について申し上げます。

第二款総務費財政管理費の追加は、主にふるさと納税寄附金の収入済額を積立てするものであり、第三款民生費児童措置費子どものための教育・保育給付費の追加は、保育士等の人件費引上げのための公定価格改定に対応するものであります。

第六款農林水産業費農地費農地中間管理機構関連農地整備事業負担金の追加は、榊地区ほ場整備事業の負担金の増に対応するものであり、第八款土木費道路新設改良費の追加は、町道等整備事業の事業費を計上するものであります。

第九款消防費防災対策費の追加は、避難所における暑さ寒さ対策のための備品を整備するものであり、第十款教育費藤崎中学校費の追加は、主に藤崎中学校予防改修事業に要する経費を計上するものであります。

また、第二表繰越明許費補正は、国の補正予算を活用し、次年度において各事業を実施するためのものであります。

議案第十号令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案。今回の補正は、主に保険基

盤安定負担金等の確定に伴う一般会計繰入金の減額やプリンター購入費等の追加を予備費で調整するもので、歳入歳出とも四百三十五万八千円を減額し、予算規模は十八億二千九百九十八万七千円となるものであります。

議案第十一号令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第三回）案。今回の補正は、資格の異動等に伴う保険料の追加や保険基盤安定負担金等の確定に伴う一般会計繰入金の減額のほか、広域連合負担金の精算に伴う減額を予備費で調整するもので、歳入歳出とも三百四十万八千円を減額し、予算規模は二億三千二百九万六千円となるものであります。

議案第十二号令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案。今回の補正は、認定調査委託料の追加と基金利子を積み立てするもので、歳入歳出とも六十七万七千円を追加し、予算規模は十九億二千二百二十七万四千円となるものであります。

議案第十三号令和七年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案。今回の補正は、収益的収入及び支出において水道事業基本計画見直し等業務委託料の確定による減額が主なもので、収入支出とも予定額を百五十二万五千円減額し、予算規模は三億八千六百四万二千円となるものであります。

また、資本的収入及び支出において、支出に収益的支出に計上している備用品費の予算を組み替えするもので、予算規模は収入が従前と変わらず五百二十万円、支出が百四十三万円増の七千八百九十五万三千円となるものであります。

議案第十四号令和七年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案。今回の補正は、資本的収入及び支出において、収入に下水道事業債を百五十万円追加し、支出に流域下水道建設負担金を二百二万円追加するもので、予算規模は収入が二億四千七百六十万円、支出が四億二千八百六十三万千円となるものであります。

議案第十五号令和八年度藤崎町一般会計予算案。令和八年度の当初予算は、町長選挙を控えた時期であることから、行政運営を停滞させないように、原則、義務的経費、住民サービスの維持に要する経費、継続事業費を計上し、政策的

経費を極力計上しない骨格予算として編成しました。

それでは、令和八年度一般会計予算について、その概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は八十億円とし、前年度と比較して、六億円、率にして七・〇%の減となりました。

まず、歳入の主な内容について申し上げます。

町税につきましては、近年の物価高騰を背景とした人件費の上昇や、町の基幹産業である農業において、りんごや米を初めとする農産物の価格が堅調に推移したことにより、個人所得水準が底上げされ、町税全体では、対前年度比一〇・二%の増を見込んでおります。

地方消費税交付金につきましては、令和七年度実績見込み等を勘案し、対前年度比十一・四%の増を見込んでおります。

普通交付税につきましては、国の地方財政対策では対前年度比六・五%の増となっておりますが、当町においては、令和七年度実績見込み等を勘案し、対前年度比〇・三%の増を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、令和八年度からの津軽地域ごみ処理広域化の運用開始に伴うごみ処理手数料の増により、対前年度比十八・四%の増を見込んでおります。

国庫支出金につきましては、就学前教育・保育施設整備交付金、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金の皆減が総額を引下げたものであります。

県支出金につきましては、公立学校情報機器整備事業費補助金の皆減、青の煌めきあおもり国スポ会場地市町村運営交付金の皆増などにより、対前年度比一・〇%の減を見込んでおります。

寄附金につきましては、令和八年度からふるさと納税寄附金を当初予算に計上する運用とするため、前年度に比べ大幅増となっております。

繰入金につきましては、政策的経費を極力計上しないこととしたことから、前年度に比べ大幅減となっております。町債につきましては、自由通路エレベーター更新事業の完了により、対前年度比一〇・二%の減となっております。次に歳出の主な内容について申し上げます。

子育て対策につきましては、町内の小中学校に通う児童生徒に対する給食費の無償化、高校生までの医療費助成、保育園等に通園する三歳以上児の副食費の無償化を継続し、町の将来を担う子どもの育成を支援するものであります。

福祉対策につきましては、藤崎老人福祉センター温泉の再開に向けて、新たな源泉の掘削工事を実施するほか、健診等の受診勧奨を行い、住民の健康の保持増進に資するものであります。

環境衛生対策につきましては、令和八年度からの津軽地域ごみ処理広域化の運用開始に伴い、全町域のごみを毎戸収集するとともに、家庭からの温室効果ガスの排出量を削減するため、県の補助事業である個人向け住宅用太陽光発電設備・蓄電池の導入補助を実施し、住民の生活環境の向上を図るものであります。

農業振興対策につきましては、りんご苗木助成事業を継続するほか、有害鳥獣による農作物被害の防止対策のための事業を実施します。また、りんご、米、野菜など、町の基幹産業である農業の生産体制強化、担い手の育成、新規就農者への助成などにより、農業者を支援するものであります。

土木対策につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した消融雪溝整備事業や、緊急自然災害防止対策事業債を充当する町道舗装補修事業などにより、交通安全を確保するものであります。

消防・防災対策につきましては、弘前地区消防事務組合負担金のほか、Jアラート（全国瞬時警報システム）の受信機を更新し、火災や自然災害などから住民の命や資産を守る体制を強化するものであります。

教育振興対策につきましては、生きた英語に触れる機会を確保し、児童生徒の語学力やコミュニケーション能力の向上を図るため、外国語指導助手の配置に要する経費を計上し、グローバル化などによる社会の変化に対応できる人材の

育成を図るものであります。

令和八年度は、本町において、国民スポーツ大会のなぎなた競技、スポーツウェルネス吹き矢、パワーリフティングの熱戦の火蓋が切られます。大会が成功裡に終わるよう万全を期するため、必要経費を計上するものであります。

議案第十六号令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案。国民健康保険の加入者数の減少による保険給付費の減額が見込まれることから、予算額は、歳入歳出とも対前年度比二千二百万円減の十七億四千四百万円となるものであります。

議案第十七号令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案。後期高齢者医療保険の加入者数の増加による保険料収入及び保険料等負担金の増額が見込まれることから、予算額は、歳入歳出とも対前年度比三千七百五十万円増の二億四千百五十万円となるものであります。

議案第十八号令和八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案。介護保険に係る給付費等及び介護保険事業計画策定による総務費の増額が見込まれることから、予算額は、歳入歳出とも対前年度比一千万円増の十八億四千二百万円となるものであります。

議案第十九号令和八年度藤崎町水道事業会計予算案。近年の少子高齢化による人口減少、一般家庭の節水意識の高まりなどにより、水需要は年々減少しておりますが、安全な水を安定して給水することを目的に、給水施設の維持管理に万全を期するほか、水道事業経営戦略の改定等を実施するための予算編成とし、収益的収支は、収入支出とも三億六千九百四万五千円となるものであります。

また、資本的収支は、収入が五百二十万円、支出が七千二百九十一万八千円となるものであり、不足額六千七百七十一万八千円は、内部留保資金等で対応するものであります。

議案第二十号令和八年度藤崎町下水道事業会計予算案。豊かな自然環境の保全や、快適な生活環境づくりに欠かせな

い下水道事業については、経営の健全化や加入促進に努めながら、町内に七か所ある汚水処理施設や排水管、マンホールポンプなどの維持管理に万全を期するための予算を編成するもので、収益的収支は、収入支出とも五億九千五百六十四万一千円となるものであります。

また、資本的収支は、収入が二億二千五十万円、岩木川流域下水道事業建設負担金、下水道・農業集落排水経営戦略策定事業などの支出が四億一千五百九十七万八千円となるものであり、不足額一億九千五百四十七万八千円は、減価償却費等の内部留保資金等で対応するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、予算特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、令和八年度の各会計予算案が提案されておりますので、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第十五号から議案第二十号までをこれに付託の上、審査することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第十五号から議案第二十号までをこれに付託の上、審査することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前十時二十六分
